



#優生保護法裁判に正義・公平の理念にもとづく最高裁判決を

「子どもをつくれなくする手術・生理をなくすために子宮をとる手術」を強要された人たちが、今、最高裁でたたかっています
「正義・公平の理念にもとづく判決」を求める署名、ぜひご協力ください

人生、本当に返してもらいたい

(国に)きちんと責任取ってもらわないと終われないです

1997年から優生保護法の被害者として、国に謝ってほしいと訴え続け、2018年によろやく、仙台地裁に裁判を起こすことができた飯塚淳子さん(仮名、70代)の言葉です。16歳で何も知らされないまま、子どもの産めない身体にされました。



CALL4サイトより
撮影/布田直志

無念の思いで逝きたくありません

国の責任が明らかになるまで、戦いつづけます

北三郎さん(仮名、80歳)は、施設にいた14歳の時、なんの説明もなく手術され、直後は激痛で歩けませんでした。ずっと親と施設を恨んできました。優生保護法を知ったのは、手術から60年後、仙台での裁判の新聞記事を読んだ時です。



CALL4サイトより
撮影/柴田大輔

■優生保護法の裁判とは? (原告38人のうち5人がすでに死去/2023年8月現在)

2018年1月に優生保護法の裁判はスタートしました。これまでに、4つの高等裁判所(大阪・東京・札幌・大阪)で、国に賠償金を払うよう命じる原告勝訴の判決が出ました。優生保護法は憲法違反であり、民法で定める除斥期間(20年経ったら時間切れで責任を問えないというルール)をこの優生保護法の被害にあてはめることは、「正義・公平の理念に反する」と判断しました。しかし、2023年6月の仙台高裁では、除斥期間が当てはまると判断され、原告は負けてしまいました。

■なんで署名にとりくむの?

このため、これらの裁判は、最高裁で争われることになりました。国が決めた法律により、体も心も傷つけられるという人権侵害に対して、「20年経ったから国に責任はありません」という判決が許されてよいのでしょうか。人権の砦である最高裁で、被害者にきちんと向き合い、正義・公平の理念にもとづく判決を出してもらえよう、私たちはこの署名活動にとりくみます。命を分けない社会にむけて、みなさんのご協力を心から呼びかけます。

●優生保護法(1948~1996年)の被害者の数:

子宮・卵巣や睾丸の摘出など、優生保護法で定めていた範囲を超えて手術された人もいたため、実際の被害者の数はもっと多いと言われています。

<障害等を理由とする不妊手術と人工妊娠中絶の件数>

不妊手術	本人の同意なし	16,475人
	本人の同意あり	8,518人
妊娠中絶		58,972人
合計		83,965人

(2018年5月24日厚労省提出資料参照)

